

平成29年第2回定例会会議録（第6号）

平成29年6月16日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
教育長	寺岡悌二君	水道企業管理者	中野義幸君
総務部長	檜山隆士君	企画部長	悴田浩治君
経済産業部長	松永徹君	生活環境部長	伊藤守君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略部長	原田勲明君	消防長	河原靖繁君
教育参事	湊博秋君	水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君
財政課長	安部政信君		

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	次長兼議事総務課長	挾間章
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸

補	佐	佐	保	博	士	主	查	安	藤	尚	子
主	查	佐	藤	英	幸	主	查	矢	野	義	明
主	事	橋	本	寛	子	速	記	者	桐	生	正

○議事日程表（第6号）

平成29年6月16日（金曜日）午前10時開議

- | | |
|-----|----------------------------------------------|
| 第 1 | 上程中の全議案及び請願に対する各委員長報告、討論、表決 |
| 第 2 | 議第50号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第51号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| 第 3 | 議第52号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第53号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |
| 第 4 | 議第54号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第55号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第56号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第57号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第58号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第59号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第60号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| 第 5 | 議第61号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| | 議第62号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| 第 6 | 報告第 2号 平成28年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について |
| | 報告第 3号 平成28年度別府市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について |
| | 報告第 4号 平成28年度別府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について |
| | 報告第 5号 平成28年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について |
| | 報告第 6号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について |
| | 報告第 7号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営 |

状況説明書類の提出について

- 報告第 8号 市長専決処分について
- 第 7 議員提出議案第 3号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書
議員提出議案第 4号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める
意見書
議員提出議案第 5号 地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書
議員提出議案第 6号 憲法 9 条の改定に反対する意見書
- 第 8 別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出について
- 第 9 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 9（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

去る 4 月 27 日、熊本市において開催をされました第 92 回九州市議会議長会定期総会外 3 件の会議に出席をいたしました。その概要についてはお手元に報告書を配付しておりますので、これにより御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告願います。

（総務企画消防委員会副委員長・阿部真一君登壇）

○総務企画消防委員会副委員長（阿部真一君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 6 月 8 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 37 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分外 13 件について、6 月 9 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 37 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

消防本部関係部分では、火災予防に要する経費の追加額として、別府市婦人防火クラブに訓練用のための「煙体験用資機材一式」を配備するため備品費を計上、総合政策課関係部分では、「B－b i z－L I N K」事業が、平成 29 年度地方創生推進交付金の交付対象事業として内示を受けたことに伴う財源補正である旨の説明が、自治振興課関係部分では、協働事業推進に要する経費の追加額として、東山太鼓の伝統文化を後世に伝える活動を継続するため、同地区公民館が所有する太鼓の更新等に対する助成金を計上、公民連携課関係部分の繰越明許費では、当初予算において「公共施設保全計画策定事業」として、業務委託料 1,404 万円を計上していたが、教育委員会所管の公共施設に係る「文教施設個別計画策定事業」と整合性を持たせ、一体的に事業を進める上で、同一の委託業者に一括発注することとしたため、その調整に所要の日数を確保する必要から、年度内の完成が困難であると判断し、翌年度に繰り越して使用したい旨の説明が、財政課関係部分では、本定例会における補正予算の編成に当たり、必要な一般財源を予備費から減額したとの説明がなされたところであります。

委員より、自治振興課の助成金において、東山地区が選定された理由や選定者について質疑がなされ、当局から、東山地区において平成 12 年に 36 年ぶりに復活した火男火女神社の祭りばやし活動を続ける中で、使用する太鼓の修復費用に対する助成を行うものであり、この活動の継続により、地域の伝統文化を継承する目的から選定されたとの説明がありました。また選定者について、県の取りまとめにより一般財団法人自治総合センターに書類を送付し、当該センターの書類審査を経て、交付決定が行われているとの答弁がなされました。

さらに委員より、公共施設保全計画策定事業について、これらの策定業務は職員で行うことはできないのかとの質疑がなされ、これに対し当局は、この業務は建築物の設備等の技術的な分野における保全計画を策定するものであり、今後の改修の優先順位等について判定していくためには、高度な専門的知識を持った委託業者に発注すべき計画であると認識しているとの答弁がなされた次第であります。

最終的に議第 37 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分については、当局の説明を了とし、採決の結果、いずれの関係議案も原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

次に、議第 40 号別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

当局から、雇用保険法の一部改正により、雇用保険の失業給付の内容等が変更されたことに伴い関係する条例を整備しようとする旨の説明がなされ、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 43 号及び議第 44 号の動産の取得についてであります。

当局より、車両更新計画に基づき、老朽化した消防ポンプ自動車をそれぞれ購入する旨の説明がなされました。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

続きまして、4 件の『市長専決処分について』及び 1 件の『別府市税条例等の一部改正』であります。

『議第 45 号』では、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改定がなされたことに伴い、別府市消防団員等公務災害補償条例を改正、『議第 41 号』、『議第 46 号』及び『議第 47 号』では、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」による地方税法の一部改正に伴い、その改正の主なものとして、控除対象配偶者の定義が変更されたことによる控除の見直しや、軽自動車税のグリーン化特例の見直し、震災等により滅失した償却資産の代替資産に課税標準の特例を適用、さらに、「わがまち特例」の適用が一部導入されたことなどに関し、該当する別府市税条例及び別府市都市計画税条例を一部改正又は専決処分した旨の説明が、また議第 49 号では、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づき、固定資産評価員を専決処分により選任したとの説明がなされました。

このうち委員から、議第 47 号の「わがまち特例」とはどういったものかとの質疑があり、当局より、「地域決定型地方税制特例措置」で地方公共団体の自主・自立の観点から、地方税制に関して国が定める範囲を縮小して地方公共団体が自主的に判断し条例に決定できるようにする仕組みの説明がありました。地方交付税の基準財政収入額に算入されるもので、特例措置は 18 項目あるが、本市では地熱発電設備に関するものが該当するといった答弁がなされ、以上 5 件については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会副委員長・小野正明君登壇)

○観光建設水道委員会副委員長(小野正明君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 6 月 8 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 37 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)関係部分外 1 件について委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 37 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)関係部分についてであります。

DMO 準備室関係では、B - b i z L I N K に要する経費において、平成 29 年度地方創生推進交付金事業として内示を受けたことにより、当初予算のうち事務所経費を除いた補助対象経費の 2 分の 1 相当額を国県支出金として計上し、財源補正するものであるとの説明がなされました。

都市整備課関係では、亀陽泉周辺整備に伴い移転が必要となる消防第 8 分団 2 部格納庫

の解体、新築工事にかかる費用、及び亀川駅西口駅前広場整備事業において整備予定用地1筆の購入や建築物1棟の補償を行うための費用を計上しているとの説明がなされました。

歳入においては、亀川地区都市再生整備事業が5年間の最終年度となることから、交付金の内示に伴う減額や消防団格納庫移転に伴う起債限度額の増額などを計上しているとの説明がなされました。

委員から、事業の進捗状況についての質疑がなされ、当局からは、「亀川駅西口駅前広場整備事業については用地買収が残っており、交渉を続け、今年度完了する予定としているが、その影響で工事が1年間おくれる可能性がある」との説明がなされました。

さらに委員からは、「事業実施には数年かかっており、市の担当者がかわったりもするだろうが、用地買収については丁寧な対応を求める」などの意見がなされた次第であります。

建築指導課関係では、空き家対策に要する経費として、空き家バンクへの登録件数をふやすため、空き家所有者へ登録奨励を行う調査委託料や、空き家の有効活用と移住政策のさらなる推進のために、空き家をお試し移住施設としてリノベーションし、空き家利活用モデルケースとしての整備を行う施設整備委託料を予算計上しているとの説明がなされました。

委員からは、「事業期間についてや、お試し移住施設はどのような場所を想定しているのか」との質疑があり、当局からは、「所有者との賃貸期間は五、六年を想定している。その期間はお試し移住希望者の拠点として活用していきたい。場所については、空き家バンクに登録された物件の中から今後選定することになるが、別府らしさを表現できる立地や建物を選定したい」との説明がなされましたので、これを了といたしました。

採決におきましては、議第37号平成29年度別府市一般会計予算（第1号）関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号平成29年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

下水道課から、平成29年度社会資本整備総合交付金の内定に伴う事業費の減額、及び中央浄化センター管理棟ほか更新事業において、平成29年度から平成30年度の2年間にわたる債務負担行為の設定などの補正計上を行ったとの説明がなされました。

委員からは、「交付金の交付率が半減したことに伴い事業を見直しているが、全体の下水道計画を見直す予定はあるのか」との質疑がなされ、当局からは、「国・県から配分された予算の範囲内で計画に基づき、着々と事業を進めたい」との回答がなされました。

さらに委員からは、合併浄化槽との関連について質疑があり、「合併浄化槽の担当課である環境課と協議を行い、効果的な下水道事業の展開を望む」との意見がなされた次第であります。

採決におきましては、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（厚生環境教育委員会副委員長・安部一郎君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（安部一郎君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る6月8日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第37号平成29年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分外3件について委員会を開会し、

慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 37 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

高齢者福祉課関係では、高齢者施設等の職員通用口や医薬品保管室の防犯対策を講じるための補助金を予算計上しているとの説明がなされました。

次に、教育政策課関係では、繰越明許費補正として、本年度中に策定予定であった「別府市学校施設等長寿命化計画」を、今年度、公民連携課が策定する「別府市公共施設保全実行計画」へ内容を反映させることにより、担当課が別々に発注するより、それぞれを一括して発注するほうが効果的な連携ができ、かつ効率的であるとの理由により、1,527 万 2,000 円を繰り越す旨の説明がなされました。

これに対し委員からは、対象施設の範囲などについて質疑がなされるとともに、老朽化の目立つ施設については、速やかな対応を求める意見がなされました。

次に、社会教育課関係では、本年 4 月 1 日付で大分県から別府市へ譲渡された、大分県社会教育総合センターを、現在休館している別府市美術館として暫定使用するため、美術品の移送に係る委託料や施設整備工事費などを計上、また、文化財に要する経費では、別府市指定文化財の保存修復事業に対する助成が決定したことに伴う財源補正である旨の説明がなされました。

これに対し委員からは、休館している美術館の老朽化により、市民や観光客の安全性を危惧する旨の質疑がなされ、執行部からは、美術館周辺における安全性を確保し、美術館建物の今後のあり方については、市長部局と協議してまいりたい旨の回答がなされました。

また、他の委員からは、美術館の移転先となる大分県社会教育総合センターの、これまでの利用者や団体に対し適切な説明に努めてもらいたい旨の要望がなされました。

スポーツ健康課関係では、ラグビーワールドカップ 2019 公認チームキャンプ、及び東京オリンピック・パラリンピック等の事前キャンプ誘致のため、現在、整備改修を行っている実相寺中央公園多目的グラウンドの芝生等の管理委託料を計上、また、同グラウンドのコンクリートスタンド及び掲揚ポールなどの改修工事費や、競技に必要なラグビーポールの防護マットや、スコアボードなどの備品を整備するための予算を計上しているとの説明がなされました。

採決におきましては、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

予算外の議案についてですが、議第 39 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、平成 29 年度から大分県スクールソーシャルワーカー活用事業補助金交付要綱の報酬の上限額が改正されたことに伴い、県下各市町村との均衡を図るため、別府市総合教育センターに配置されている、スクールソーシャルワーカーの報酬を、1 時間以内につき 1,500 円から 2,500 円に改正するため、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第 42 号別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正については、関係法令規則の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

議第 48 号市長専決処分については、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税における減額措置に係る軽減判定所得の算定金額を変更するため、市長専決処分を行ったので、地方自治法の規定に基づき議会の承認を求めるとの説明がなされました。

以上、予算外の 3 議案については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

す。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告、討論の通告はありませんので、これより、順次採決をいたします。

上程中の全議案のうち、議第 37 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)から、議第 44 号動産の取得についてまで、以上 8 件に対する各委員長の報告は原案可決であります。以上 8 件について、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上 8 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 45 号市長専決処分についてから、議第 49 号市長専決処分についてまで、以上 5 件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上 5 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上 5 件は、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 2 により、議第 50 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第 51 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 50 号及び議第 51 号は、本市教育委員会委員に、明石光伸氏及び小野和枝氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 50 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、議第 50 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 51 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、議第 51 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第3により、議第52号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第53号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第52号及び議第53号は、本市固定資産評価審査委員会委員に、甲斐文明氏及び加藤隆久氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第52号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、議第52号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第53号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、議第53号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第4により、議第54号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第60号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上7件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第54号から議第60号までの7議案は、本市農業委員会の委員に、恒松直之氏、久保賢一氏、園田喜久男氏、佐藤進蔵氏、齊藤孝一氏、星野賢一氏及び浜川和久氏を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 54 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 54 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 55 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 55 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 56 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 56 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 57 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 57 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 58 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 58 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 59 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 59 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 60 号別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 60 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 5 により、議第 61 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第 62 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 61 号及び議第 62 号は、本市職員懲戒審査委員会委員に、樫山隆士氏及び梶田浩治氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規則第 17 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 61 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 61 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 62 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 62 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 6 により、報告第 2 号平成 28 年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第 8 号市長専決処分についてまで、以上 7 件の報告が提出をされておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告をいたします。

報告第 2 号は、平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）、（第 7 号）及び（第 9 号）において繰越明許費として議決をいただきました家庭用燃料電池普及促進事業の外 22 事業について、報告第 3 号は、平成 28 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 4 号）において繰越明許費として議決をいただきました競輪活性化推進事業について、報告第 4 号は、平成 28 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）において繰越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

報告第 5 号は、平成 28 年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出です。地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、配水管整備事業について予算を平成 29 年度に繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告するものです。

報告第 6 号及び報告第 7 号は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、本市が出資しています法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第 6 号は、一般財団法人別府市総合振興センターの平成 28 年度事業収支報告書及び平成 29 年度事業収支計画書の提出です。

平成 28 年度は、独自事業や指定管理者事業等計 10 事業を実施いたしました。事業収入は 6.6%増で、当期純利益も計画を上回り、増収増益となりました。

平成 29 年度は、独自事業、指定管理者事業等で計 9 事業を実施する計画となっています。報告第 7 号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成 28 年度事業報告書及び平成 29 年度事業計画書の提出です。

平成 28 年度は、事業においては生活安定事業、健康管理事業、余暇活動事業を中心に実施いたしました。また、昨年 4 月に発生いたしました熊本地震の復興支援として、「おおい元気観光地応援キャンペーン」を実施し、会員等から大変喜ばれました。3 月末日の会員数は 3,534 名となり、前年同月比末と比べ 29 名の増加でした。

平成 29 年度は、勤労者、居住者に総合的な福祉事業を行い、勤労者等の福祉の向上、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべく運営を行うとの運営方針により、生活安定に係る事業等を行う計画となっています。

報告第 8 号は、公用車による事故外 2 件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

以上 7 件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 7 により、議員提出議案第 3 号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書から、議員提出議案第 6 号憲法 9 条の改定に反対する意見書まで、以上 4 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 3 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（9 番・穴井宏二君登壇）

○9 番（穴井宏二君） 議員提出議案第 3 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年 3 月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 3 月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みとあわせ、さらに依存症

対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月16日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(8番・森山義治君登壇)

○8番(森山義治君) 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。しかし、その一方で不登校、いじめ等子どもを取り巻く問題の深刻化、障害のある子どもや、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、授業時数や指導内容も増加している中で、これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。そのことも踏まえて、教育予算拡充のために以下のことを求めます。

記

1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費

国庫負担制度の国の負担割合増と、制度の拡充を図ること。

2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月16日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10番・加藤信康君登壇)

○10番(加藤信康君) 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書

国土交通省は、一定の運行回数や輸送実績があり、複数の市町村を走る路線を支援する「地域間幹線系統確保維持費」について、現在、運行経費の45%を上限に国と地元自治体が2分の1ずつ支援しているものを、2018年度分(今年10月から来年9月まで)から、この上限を40%に引き下げる案を検討している。そして、収益性の高い路線運営や補助金依存からの脱却を促すため、上限引き下げで補助金が浮いた分について、増収させれば補助をふやすなど、利用促進に取り組んだ事業者を支援する仕組みに回すことなども言われている。

しかし、人口減少で利用者が減る中、増収や収益改善は簡単ではない。結果として国の補助が減れば、事業者や市町村の負担がふえることになる。補助の割合が大きい事業者にとって大きな影響が出ることは必至であり、国と同じく財政状況が厳しい自治体も肩がわりの地元負担の増加を懸念している。

乗客が少なく赤字路線であっても、利用する高齢者や学生らを初め交通弱者にとって、なくてはならない生活の移動手段である。地方バスへの補助は、住民の生活を守ることが最大の目的であり、2002年に乗り合いバスの規制緩和が行われてからも、一定程度の路線が維持されてきたのは、この補助制度の存在が大きいと言える。安易な補助の引き下げによって路線の縮小や撤退が進むならば、「地方の公共交通の維持確保に重大な影響が生

じ、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等や高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策等の国民等の日常生活または社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足されるようにする」との交通政策基本法の趣旨の達成も困難になりかねない。あわせて、地方の疲弊を助長し、「地方創生」にも逆行することが懸念される。

よって、国会及び政府におかれては、下記の措置について万全を期すよう強く要請する。

記

- 1 交通弱者の生活の移動手段を奪い、地域の切り捨てにつながりかねない地方バス補助の上限引き下げを行わないこと。
- 2 交通政策基本法第 13 条の財政上の措置、とりわけ地域公共交通の維持確保のための予算を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 16 日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 5 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

次に、議員提出議案第 6 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（17 番・平野文活君登壇）

○17 番（平野文活君） 議員提出議案第 6 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

憲法 9 条の改定に反対する意見書

5 月 3 日、70 回目の憲法記念日に、安倍首相は「憲法 9 条 1 項 2 項は残したまま、第 3 項に自衛隊の記述を書き加える」という改憲案を発表しました。御承知のように、第 1 項は「武力による威嚇又は武力の行使は……永久に放棄する」、第 2 項は「陸海空軍その他の戦力は保持しない」と定めています。歴代政府は「自衛隊は自衛のための実力組織であり、戦力にあたらぬから合憲」と主張し、その一方で、海外派兵や集団的自衛権、武力行使を目的とした国連軍への参加、こうした活動はできないという立場をとってきまし

た。国民の多くも「専守防衛」の立場で自衛隊の存在を肯定的に認めています。さらに一昨年の安保法制でも、条件つきながら集団的自衛権発動も憲法の範囲内としながらも、アフガン戦争やイラク戦争の場合に武力行使を伴う海外派兵はできないと、繰り返し答弁していました。

もともと自民党が公式に発表している改憲案では、「戦力不保持」を定めた第2項の現条文を削除し、かわりに国防軍を置くとして規定しております。その点で今回の安倍首相の提案は、自民党の改憲案とも違うものです。安倍首相は「(第3項の)自衛隊についての記述は自民党内で議論すること」と言って、具体的な条文案は示しておりません。しかし、安倍首相の支援団体からは、第3項として「但し、前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない」という具体例などが示されております。自民党の改憲案でも、国防軍の任務として「わが国の安全を確保するための活動」だけでなく、「国際的に協調して行われる活動」などを規定しております。つまり、1項2項は残されたとしても、第3項で「但し書き」を挿入することによって、第2項の「戦力不保持」「交戦権否認」は事実上空文化されるだけでなく、これまで憲法上できないとされてきた「国際的な軍事活動」もできることとなります。これは「平和憲法」と表現されてきた日本国憲法の性格が、根本的に違ったものになるということの意味しているのではないのでしょうか。

現憲法は、96条で国会が発議することを定めておりますが、国会に設置されている憲法審査会では、自民党もいまだに9条改定の提案はしておりません。しかも憲法99条では国務大臣などには憲法遵守義務を課しており、今回の安倍首相の発言は、三権分立の原則を侵すだけでなく、憲法違反の疑いさえあります。さらに首相発言後の世論調査では、NHKでは57%が、「朝日」では63%が9条改定に反対を表明し、「共同通信」の調査では「日本が戦後、海外で武力行使をしなかった理由」に75%の人々が憲法9条を上げております。こうして国民の過半数が反対している中で、行政府の長が先頭に立って特定の新聞社と連携して、国是ともいべき憲法9条改定の旗を振る姿は、『暴走』と言わなければなりません。

よって、直ちに憲法9条改定に向けての行動を自制するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成29年6月16日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第8により、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出を行います。

本件に関しましては、本市議会が選出いたしました組合議会の議員であります13名の方々から、6月15日付で組合議会議員を辞任する旨の届け出がなされております。これに伴い組合議会より本市議会議長に対し、別杵速見地域広域市町村圏事務組合同規約第7条第2項の規定により、補充議員を選出することの要請がなされております。

お諮りいたします。選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によることにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、選出の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に、

1 番 阿部真一君

2 番 竹内善浩君

3 番 安部一郎君

6 番 三重忠昭君

7 番 野上泰生君

8 番 森山義治君

9 番 穴井宏二君

14 番 市原隆生君

15 番 国実久夫君

18 番 松川峰生君

21 番 山本一成君

23 番 江藤勝彦君

24 番 河野数則君

以上13名の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました13名の方々を、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました13名の方々が、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出をされました。

次に、日程第9により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任して

いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成 29 年第 2 回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成 29 年第 2 回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 03 分 閉会